

平成 26 年 11 月 4 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、以下のとおり指定の更新を行う。

なお、法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

【認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
いずみ通所介護事業部	練馬区田柄五丁目 14 番 12 号	NPO 法人 いずみ	10 名	平成 20 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日：平成 32 年 11 月 30 日)

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
愛の家グループホーム練馬早宮	練馬区早宮四丁目 14 番 7 号	メディカル・ケア・サービス株式会社	18 名	平成 20 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日：平成 32 年 11 月 30 日)
大泉学園高齢者グループホームまささんの家	練馬区大泉学園町二丁目 20 番 22 号	社会福祉法人福音会	9 人	平成 20 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日：平成 32 年 11 月 30 日)

2 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホームあいりレー石岡	茨城県石岡市 鹿の子三丁目 1 番 29 号	アイリレー 株式会社	18 名 (※)	平成 20 年 7 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日 (指定有効期間満了 日：平成 32 年 9 月 30 日)

※ 平成 26 年 10 月 1 日現在、練馬区被保険者の利用は 1 名である。